

阪南市災害時生活用水確保事業実施要綱

平成30年3月2日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、震災等による水道の断水時における飲用水の給水対策として、災害時に生活用水として提供される井戸を登録し、市民へ情報提供を行うことにより、災害時における市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「災害時」とは、震災等による水道の断水時をいう。
- (2)「生活用水」とは、飲用水以外の生活に使用する水をいう。
- (3)「災害時協力井戸」とは、災害時において生活用水を市民に提供できる井戸として市に登録された井戸をいう。
- (4)「提供者」とは、災害時協力井戸の所有者又は管理者をいう。
- (5)「井戸情報」とは、災害時協力井戸の所有者又は管理者の氏名及び災害時協力井戸の所在地の情報をいう。
- (6)「登録名簿」とは、井戸情報を記載した災害時協力井戸の登録名簿をいう。
- (7)「地図情報」とは、災害時協力井戸の所在地を示した地図の情報をいう。

(登録の要件)

第3条 災害時協力井戸として登録することができる井戸は、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1)市内に所在すること。
- (2)災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3)井戸水を汲み上げるための電動又は手押しのポンプ、つるべ等が設置してあること。
- (4)井戸枠等があり安全であること。
- (5)井戸水の色、濁り、臭い等に明らかに異常がある等生活用水としての使用に不適当な水質でないこと。
- (6)市役所窓口等において、登録名簿の閲覧及び地図情報の掲示により市民へ井戸情報を提供できること。

(登録の申出)

第4条 自己の所有又は管理する井戸について、災害時協力井戸として登録を受けようとする者は、災害時協力井戸登録申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(登録)

第5条 市長は、第4条の規定による申出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて災害時協力井戸登録名簿（様式第2号）に登載し、地図情報を作成するとともに、申出者に対し災害時協力井戸登録通知書（様式第3号）により通知し、災害時協力井戸登録標識（様式第4号。以下「登録標識」という。）を交付する。

(変更の届出)

第6条 第5条の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、第4条の申出書の記載事項に変更が生じたときは、災害時協力井戸変更申出書（様式第5号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

(廃止の届出)

第7条 登録者は、当該井戸の登録を廃止するときは、災害時協力井戸廃止申出書（様式第6号）を市長に提出し、登録標識を返却するものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、第3条に規定する登録の要件に適合しなくなったときは、当該井戸の登録を取り消し、災害時協力井戸登録取消通知書（様式第7号）により登録者に通知するものとする。

(登録標識の再交付)

第9条 登録者は、登録標識の紛失、破損等が生じたときは、災害時協力井戸登録標識再交付申出書（様式第8号）を市長に提出し、登録標識の再交付を受けなければならない。

(災害時協力井戸の情報提供)

第10条 市長は、平常時及び災害時において窓口等での登録名簿の閲覧や地図情報の掲示により市民へ井戸情報の提供を行う。

(提供者の順守事項)

第11条 登録者は、次の各号に掲げる場合に依じて当該各号に定める事項を順守しなければならない。

(1) 平常時 次に掲げる事項

ア 井戸及びその周辺を整理し、清潔に保つよう努めること。

イ 登録標識を井戸周辺に掲げ、井戸の所在について周知に努めること。

(2) 災害時 次に掲げる事項

ア 井戸の使用状況を確認し、使用可能な場合は、協力できる範囲内において自主的に井戸水の提供を行うこと。

イ 井戸水は公平に提供すること。

ウ 利用者に対し、飲用として提供しているものではない旨を伝えること。

エ 井戸が破損等により使用できない場合は、市長にその旨を連絡し、登録標識を掲げないこと。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、災害時協力井戸に関する事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に大阪府災害時生活用水確保事業実施要領（平成17年3月11日施行）に基づき、大阪府から災害時協力井戸として登録を受け、かつ、阪南市に災害時協力井戸に関する書類、井戸情報等を引き継ぐことについて同意を得ている井戸については、本要綱における災害時協力井戸とみなす。

災害時協力井戸登録申出書

阪 南 市 長 様

住 所
氏 名
電話番号

私が所有（管理）する下記の井戸について、災害時協力井戸に登録することを申し出ます。

記

所 在 地	☐ 上記住所に同じ（所在地と同じ場合、当欄記入不要） (連絡先電話番号)	
設置位置	☐ 屋内 ☐ 屋外	
井戸の形態、状況	☐ 堀り抜き井戸 ☐ 管打込井戸	
	井戸の深さ	約 m
	水 量	☐ 日常の使用では枯れない ☐ 時々枯れる
	井戸蓋の有無	☐ あり（ ☐ 開閉できる ☐ 開閉できない） ☐ なし
	汲み上げ方式	☐ 電動ポンプ ☐ 手動ポンプ ☐ つるべ等で汲み上げ
使用状況	☐ 使用している ☐ 庭木の散水 ☐ 洗濯 ☐ 洗車 ☐ 風呂 ☐ その他（ ） ☐ 時々使用している（具体的に ） ☐ 使用していない	
水質状況	色・濁り・におい等の状況 ☐ 特に異常なし ☐ その他（具体的に ）	
	(過去の水質検査状況) 検査成績書 ☐ あり（ 年 月実施） ☐ なし 検査結果（実施項目 項目（うち不適合項目 ））	
所在情報の提供	☐ 災害時において、市役所窓口等での登録名簿の閲覧や地図情報の掲示による市民への井戸情報（井戸の所在地、提供者氏名）の提供について同意します。 (※登録には、上記の同意が必要となります。) 上記の他、以下の情報提供について同意します。 ☐ ホームページでの井戸情報の掲載 ※大阪府ホームページにも掲載されます。 ☐ 市内の自治会等への井戸情報の提供	

☐は、該当欄にレを記入してください。

様式第2号（第5条関係）

災害時協力井戸登録名簿

[illegible]

災害時協力井戸登録通知書

様

阪南市長

このたびは、「災害時協力井戸」への登録にお申し出をいただきありがとうございます。現場調査を行った結果、阪南市災害時生活用水確保事業実施要綱の登録要件を満たしていることが確認できましたので、下記の井戸を「災害時協力井戸」として、登録をさせていただきます。

つきましては、以下の項目をお読みいただき、井戸水の提供が円滑に進みますようよろしくお願いいたします。

（１）災害発生時の井戸水の提供について

- ア 井戸の使用状況を確認して使用可能な場合は、協力できる範囲内において自主的に井戸水の提供を行ってください。
- イ 井戸水は公平に提供してください。
- ウ 井戸が破損等により使用不可になった場合や諸般の事情によりご協力できなくなった場合は登録標識を外し、その旨を最寄りの保健所長へ連絡してください。

（２）災害時以外の井戸の管理等について

- ア 災害時に安全に提供できるよう井戸及びその周辺を整理し清潔にしておいてください。
- イ 井戸の所在がわかるよう登録標識を日ごろから入口付近に掲げておいてください。
- ウ 井戸の所有者が変更された場合や井戸の破損等により協力できなくなった場合、または登録標識を紛失、破損された場合は阪南市へお申し出ください。

記

1 登録番号	
2 登録年月日	
3 提供者名	
4 井戸所在地	

お問い合わせ、連絡先

阪南市 総務部 危機管理課
TEL 072-489-4503（直通）
TEL 072-471-5678（代表）
FAX 072-473-3504
メール kiki-kanri@city.hannan.lg.jp

災害時 協力井戸



飲料水として
提供するものではありません

この井戸は、設置者のご協力により震災等災害時に
近隣の方々に生活用水の提供を願える井戸として
登録されています。

災害時協力井戸変更申出書

阪 南 市 長 様

住 所
氏 名
電話番号

下記の災害時協力井戸について、登録内容を変更しましたので申し出ます。

記

1 提供者名			
2 井戸所在地			
3 変更内容		変更前	
		変更後	

新たな提供者の方に井戸の情報提供について確認します。

☐ 災害時において、市役所窓口等での登録名簿の閲覧や地図情報の掲示による市民への井戸情報（井戸の所在地、提供者氏名）の提供について同意します。
（※登録には、上記の同意が必要となります。）

上記の他、以下の情報提供について同意します。

☐ ホームページでの井戸情報の掲載 ※大阪府ホームページにも掲載されます。

☐ 市内の自治会等への井戸情報の提供

☐は、該当欄にレを記入してください。

災害時協力井戸廃止申出書

阪 南 市 長 様

住 所
氏 名
電話番号

下記の災害時協力井戸の廃止を申し出ます。

記

1 提供者名	
2 井戸所在地	
2 廃止理由	
3 登録標識の返還	☐ あり ☐ なし

☐は、該当欄にレを記入してください。

災害時協力井戸登録取消通知書

様

阪南市長

下記の災害時協力井戸について登録を取り消しましたので、阪南市災害時生活用水確保事業実施要綱第 8 条規定により通知します。

記

1 登録番号	
2 登録年月日	
3 提供者名	
4 井戸所在地	
5 理由	

災害時協力井戸登録標識再交付申出書

阪 南 市 長 様

住 所
氏 名
電話番号

下記の登録標識を（紛失・破損）しましたので再交付を申し出ます。

記

1 提供者名	
2 井戸所在地	